

児童手当法の一部を改正する法律の概要

目的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

概要

(1) 児童手当の支給額

① 所得制限額未満である者

3歳未満	月額1万5千円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	月額1万円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	月額1万5千円
中学生	月額1万円

② 所得制限額以上である者

当分の間の特例給付(附則に規定) 月額5千円

※ 所得制限額は、960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から適用する。

(2) 費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2 : 1 とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7 / 15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする。)

(3) 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ事項の規定

- ・児童に対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ・児童養護施設に入所している児童等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
- ・保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする 等

(4) 検討(改正法附則に規定)

- ・政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- ・この法律による改正後の当分の間の特例給付の在り方について、上記の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(5) その他

- ・平成24年3月31日までとなっている平成23年度子ども手当特別措置法の遡及支給の特例措置等を平成24年9月30日まで延長し、関係法律について所要の規定を設ける。

施行日

平成24年4月1日(所得制限は、平成24年6月分から適用)

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要

現下の厳しい雇用失業情勢の中、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、リーマンショック以降に実施している平成23年度末(平成24年3月31日)までの暫定措置を延長する。

1. 給付日数の拡充措置の延長

(1) 個別延長給付の延長

解雇・倒産・雇止めによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長する暫定措置を、2年間(平成25年度末まで)延長する。

(2) 雇止めによる離職者に対する給付日数の拡充措置の延長

雇止めにより離職した者の給付日数(90~150日)を、解雇・倒産による離職者の給付日数(90~330日)並みとする暫定措置を、2年間(平成25年度末まで)延長する。

2. 積立金の特例措置の延長

失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を、2年間(平成24年度及び平成25年度)延長する。

施行日: 公布の日(平成24年3月31日公布)

国民健康保険法の一部を改正する法律の概要

- 国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。

1. 法律の概要

(1) 財政基盤強化策の恒久化

平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業））を恒久化する。

※ 保険者支援制度

→ 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度（国、都道府県、市町村が2:1:1で負担）

※ 都道府県単位の共同事業

① 高額医療費共同事業：

→ 一定額以上（一件80万円超）の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業（国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担）

② 保険財政共同安定化事業：

→ 一定額以上（一件30万円超）の医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担する事業

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）について、事業対象を全ての医療費に拡大する。

(3) 都道府県調整交付金の割合の引上げ

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

(4) その他

恒久化までの間、財政基盤強化策（暫定措置）を1年間（平成26年度まで）延長する等、所要の措置を講ずる。

2. 施行期日（適用日）

(1) 及び(2)について 平成27年4月1日

(3) 及び(4)について 平成24年4月1日

1. 法案の趣旨

- 長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成24年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度について、国庫は、交付国債により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

※ 平成25年度から税制抜本改革実施の前年度までの年度については、必要な税制上の措置を講じた上で、基礎年金国庫負担2分の1を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。

- ② 平成24年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(平成20年度まで：3分の1 平成21年度から23年度まで：2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

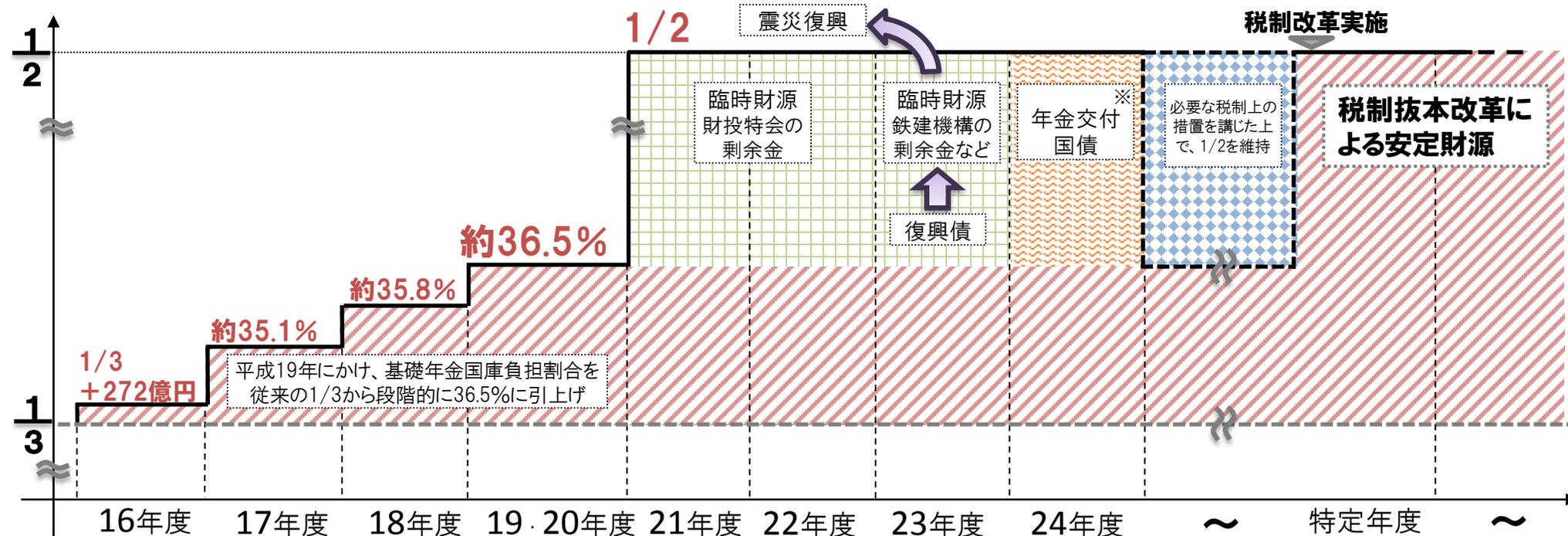
3. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 平成24年4月1日
- (2) 特例水準の解消関係 : 平成24年10月1日

基礎年金国庫負担1/2の実現について

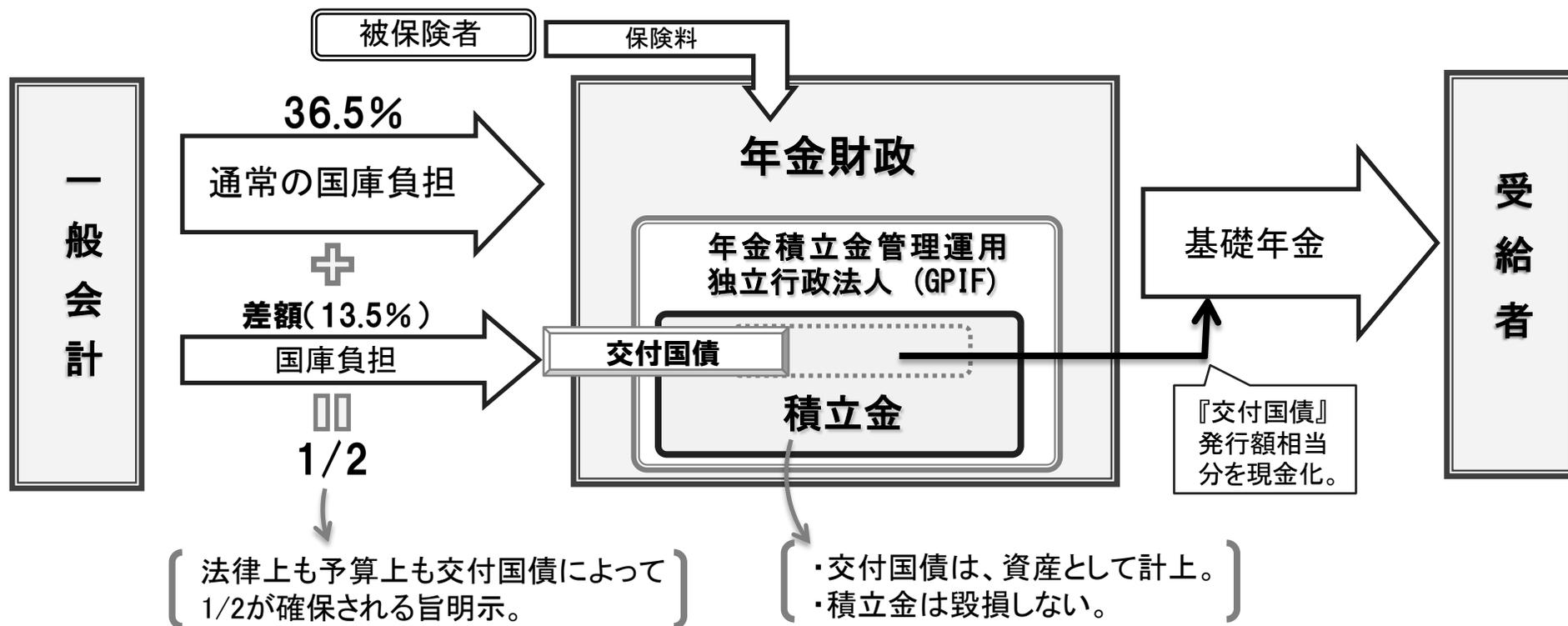
- 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算案では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、「平成24年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について」（H23.12.22財務・厚生労働大臣合意）において、税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される年金交付国債により「1/2」を確保するものとしている。
- 25年度から税制抜本改革実施の前年度までの年度は、必要な税制上の措置を講じた上で「1/2」を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。
- 税制抜本改革の実施によって安定財源が確保された年度以降は、恒久的に国庫負担「1/2」を実現。

※ H23.12.22 財務・厚生労働大臣合意による。



年金交付国債と基礎年金国庫負担1/2の仕組み

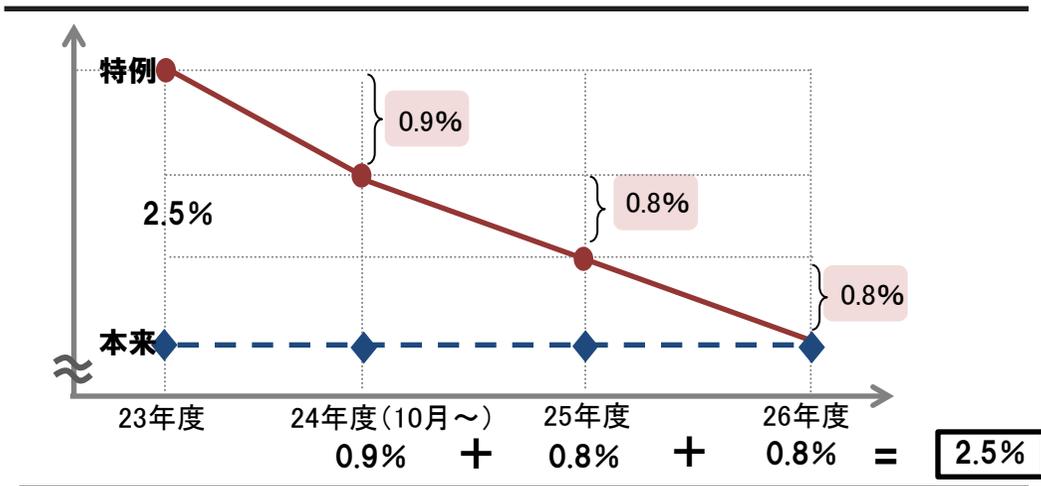
- 平成24年度の基礎年金国庫負担は、1/2とする。← (予算関連法案として提出) 法律・予算に明記
- 具体的には、36.5%分は、通常の国庫負担で、
1/2と36.5%の差額分は、『年金交付国債』(2.6兆円+運用収入見込み分)をもって負担。
※ 運用収入見込み分は、一般の国債の運用収入と同等になるように設定。
- 『年金交付国債』の具体的な償還(=現金化)スケジュール(何年間で償還するか、毎年いくらずつ償還するか等)は、消費税増税の具体案の決定に併せて、別に法制化。(予算非関連法案)



特例水準の解消について

- 過去(平成11~13年)、特例法でマイナスの物価スライドを行わず、年金額を据え置き、その後も物価の下落が続いたことなどにより、現在2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額が支給されている。
- 特例水準の存在により、本来の給付水準に比べて毎年約1兆円の給付増となっており、過去の累計で、約7兆円(基礎年金・厚生年金給付費の合計)、年金の過剰な給付があったと指摘されている。
- この特例水準について、早期に計画的な解消を図る観点から、平成24年度から平成26年度の3年間で解消することとする。なお、平成24年度は10月から実施する。

＜概念図＞ (仮に3年間物価・賃金が上昇も下落もしない場合)



※ 平成24年4月には、23年の物価下落に応じて▲0.3%の物価スライド(マイナス改定)を行う。
 ※ 物価・賃金が上昇した場合には、引下げ幅は縮小する。

＜年金額の推移＞

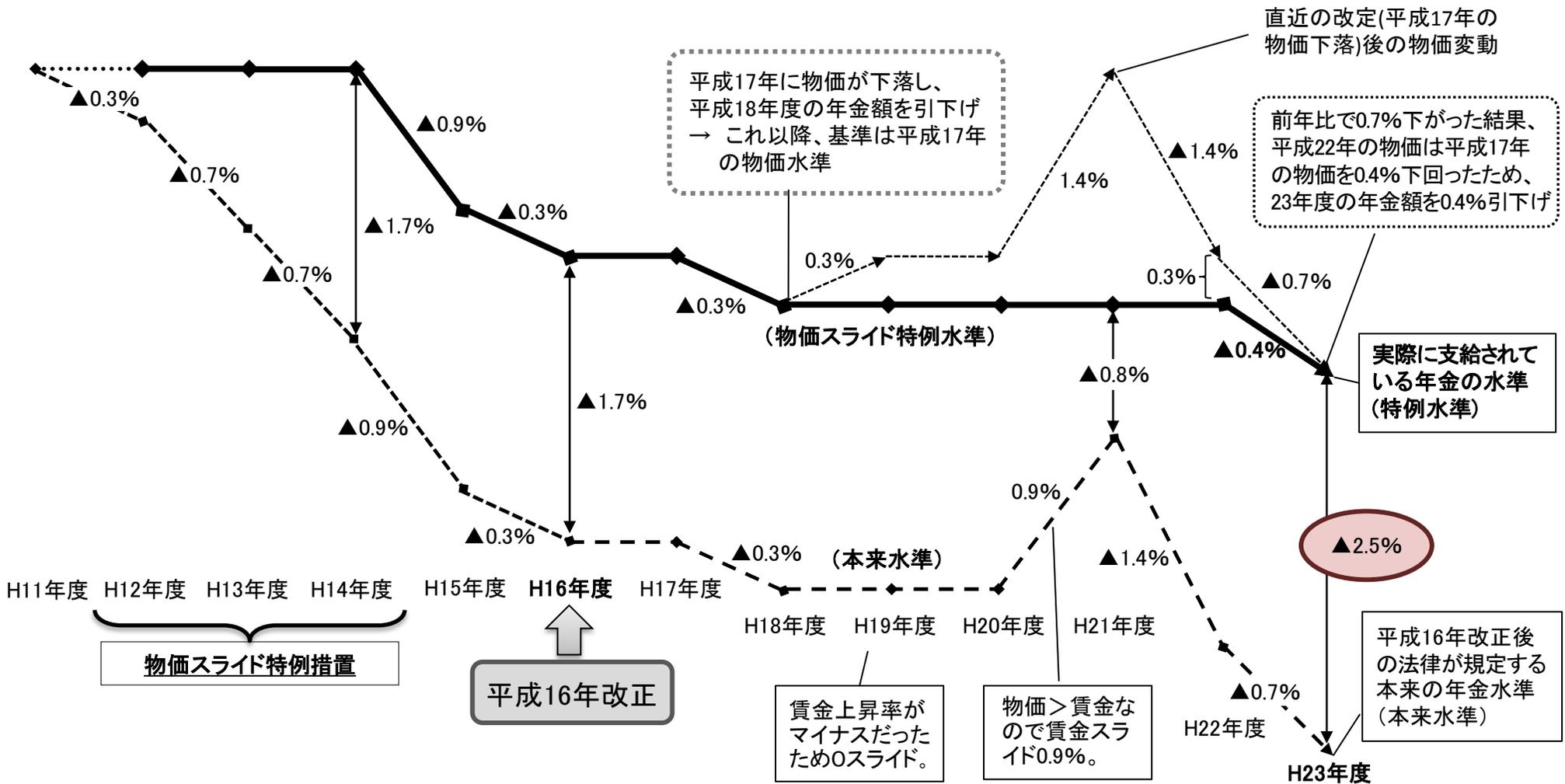
年度	基礎年金	厚生年金 (標準世帯)
平成23年度	65,741円	231,648円
平成24年4月~ (政令改正で措置)	65,541円 (▲200円)	230,940円 (▲708円)
平成24年10月~	64,941円 (▲600円)	228,823円 (▲2,117円)
平成25年度	64,400円 (▲541円)	226,925円 (▲1,898円)
平成26年度	63,866円 (▲534円)	225,040円 (▲1,885円)

特例水準解消の意義

- 今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の改善を図る。
- ➡
- ・現役世代(将来の受給者)の将来の年金額の確保につなげる。
 - ・世代間の公平を図る。

特例水準と本来水準の推移について

○ 現行のスライドの自動調整は、本来水準が特例水準を上回ってから適用することとされており、現在まで、一度も発動したことはない。平成23年度現在、本来水準と特例水準の差は、2.5%に拡大している。



「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」の概要

少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高齢者の就労促進の一環として、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が定める基準に関する規定を削除し、高年齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正を行う。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止する。

2. 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

- ・ 高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

4. 「高年齢者等職業安定対策基本方針」の見直し等

- ・ 雇用機会の増大の目標の対象となる高年齢者を65歳以上の者にまで拡大するとともに、所要の整備を行う。

5. その他

- ・ 所要の経過措置を設ける。

施行期日：平成25年4月1日

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

(平成24年3月13日 閣議決定)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

5. サービス基盤の計画的整備

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)

労働契約法の一部を改正する法律案の概要

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合における無期労働契約への転換などを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

1 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※1)は、労働者の申込みにより、無期労働契約(※2)に転換させる仕組みを導入する。

(※1) 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。

(※2) 別段の定めがない限り、従前と同一の労働条件。

2 有期労働契約の更新等(「雇止め法理」の法定化)

- 雇止め法理(判例法理)を制定法化する。(※)

(※) 有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新(締結)されたものとみなす。

3 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

- 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとする。

施行期日:2については公布日。1、3については公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。

子ども・子育て新システム関連3法案について

- ① 子ども・子育て支援法案
- ② 総合こども園法案
- ③ 関係法律の関係整備法案

の3法案（いずれも、予算非関連法案）

3法案の趣旨： すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

子ども・子育て支援法案の概要

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定

(2) 子ども・子育て支援給付

- ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）
- ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、こども園給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）

(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者

- ◆ 指定こども園等の指定手続、責務、指定基準、指定の更新、指定の取消、業務管理体制の整備、指導監督
- ◆ 指定こども園等に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請
- ◆ 指定こども園等に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等

(4) 地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業、妊婦健診等

(5) 子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援計画の策定、都道府県子ども・子育て支援計画の策定）

(6) 費用等

- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)

(7) 子ども・子育て会議等

- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営等

(8) 雑則・(9) 罰則

関係整備法： 児童福祉法の一部改正（各事業の定義、市町村の保育の提供体制の確保義務・利用のあっせん・要請・入所の措置等の規定等（24条）等を規定）

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

※指定の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行

総合こども園法案の概要

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則

- ◆ 総合こども園法の目的、定義規定
(総合こども園は教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

- ◆ 教育及び保育の目標及び内容(総合こども園保育要領の策定等)、入園資格

(3) 総合こども園の設置等

- ◆ 設置者(国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人)
- ◆ 区分経理等(総合こども園の経営に関する会計の区分、剰余金の配当制限等)
- ◆ 設備及び運営の基準(国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める)
- ◆ 総合こども園に置く職員(園長、保育教諭等)
- ◆ 職員の資格(保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等)
- ◆ 設置廃止等の手続、指導監督、評価・情報公開等

(4) 雑則・(5) 罰則

- ◆ 名称の使用制限、主務大臣、罰則等

関係整備法：

- ◆ 教育公務員特例法の一部改正(公立総合こども園の保育教諭等について、教育公務員として位置づけ)
- ◆ 教育職員免許法の一部改正(総合こども園に勤務する職員の保有する幼稚園教諭免許状の取扱い)
- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(総合こども園に関する事務への教育委員会の関わりについて規定)
- ◆ 社会福祉法の一部改正(総合こども園を運営する事業について第二種社会福祉事業に位置づけ)
- ◆ 認定こども園法の廃止

施行日： 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)

(※) 認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行

子ども・子育て支援法案

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

(目的、基本理念、責務規定、定義規定)

(2) 子ども・子育て支援給付

◆子どものための現金給付

(児童手当)

◆子どものための教育・保育給付

(支給認定、こども園給付、地域型保育給付)

(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者

(指定基準、責務、更新、取消、業務管理体制の整備、あっせん・要請・情報の報告・公表等)

(4) 地域子ども・子育て支援事業

(5) 子ども・子育て支援事業計画

(国の基本指針、市町村指針画、都道府県指針画)

(6) 費用等

(国・地方の負担等)

(7) 子ども・子育て会議等

(会議の設置、組織、権限及び運営等)

(8) 雑則

(9) 罰則

総合こども園法案

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その目的、設置、運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則 (目的、定義)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

(教育及び保育の目標及び内容、入園資格等)

(3) 総合こども園の設置等

(設置者、区分経理・配当制限、設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督等)

(4) 雑則

(名称の使用制限、経過措置、主務大臣等)

(5) 罰則

関係整備法案

趣旨： 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行う。

概要：

(1) 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う所要の改正等

(子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う児童福祉法等の改正、認定こども園法の廃止等)

(2) 国の所管等に関する所要の改正

※内閣府設置法の改正

- ・子ども・子育て支援法及び総合こども園法に関する所掌規定
- ・子ども・子育て会議の設置等

※ 施行日：

政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)

※指定・認可の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行

子ども・子育て新システムについて

I 基本的な考え方(ポイント)

■ すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（児童手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）

■ 新たな一元的システムの構築

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制・財源を一元化
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育てで支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置



※こども園とは指定を受けた総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称。

II 給付・事業

○ 子ども・子育て支援給付

- ・ 児童手当
- ・ こども園給付 = 総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設
- ・ 地域型保育給付 = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等

○ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
- ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等

III 指定制の導入

指定制の導入により、質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

(イメージ) 事業の開始	総合こども園、幼稚園又は保育所の認可	【認可施設と同等の基準を満たす施設】	その他の施設の届出 【多様な保育】 (小規模保育等)	【基準を満たさない施設】 (ベビーホテル等)
財政措置	こども園 指定により、こども園給付の対象		多様な保育事業者 指定により、地域型保育給付の対象	×

総合こども園の創設

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

○ 総合こども園については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 総合こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

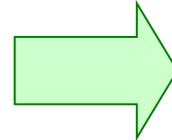
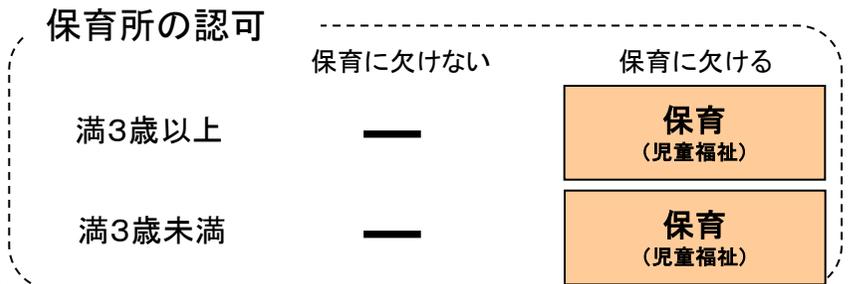
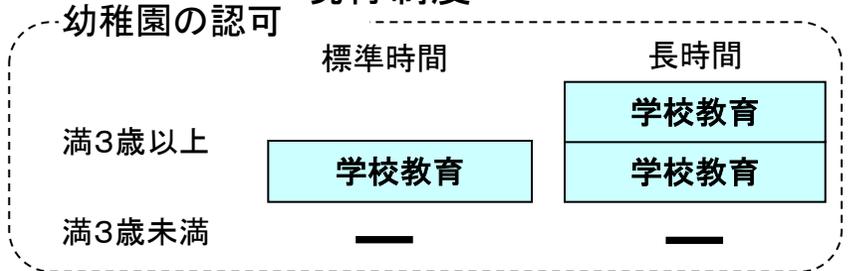
※ 総合こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等(※1)により、満3歳未満児の受入れを含め、総合こども園への移行を促進する(※2)。

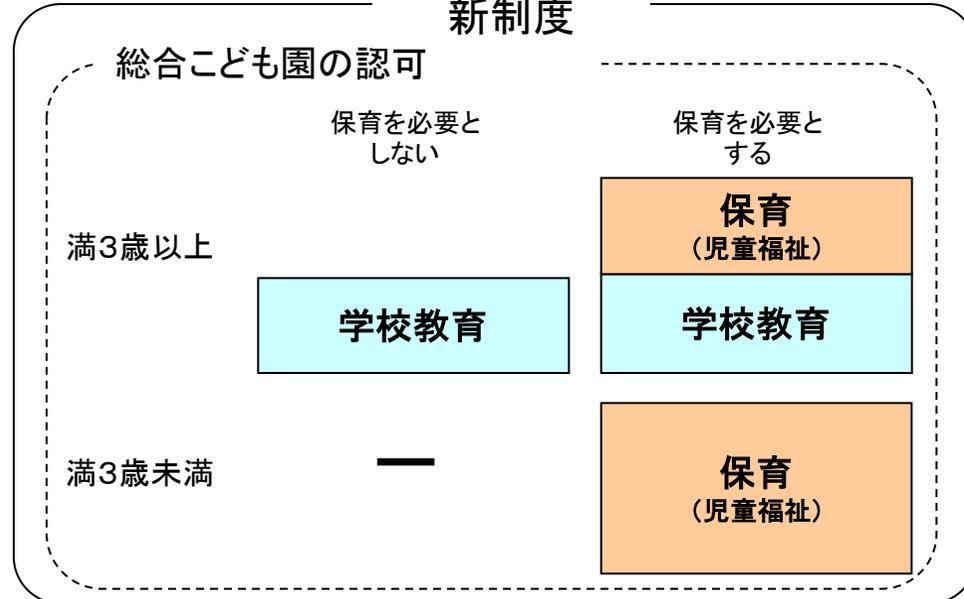
※1 例えば現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室(満3歳未満児については自園調理が必須)等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与すること等

※2 保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、一定期間(公立:10年、私立:3年)後に全て総合こども園に移行。

現行制度



新制度



參考資料

子ども・子育て支援

- 待機児童の解消
- 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)
- 地域の子育て支援の充実



より子どもを生み、
育てやすく

【新システムの主な内容】

○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)

- ・ 保育所と幼稚園の良さをあわせもつ施設(総合こども園)の創設、移行の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を一つに



○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ こども園を中心に、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

	2012年度	2014年度末	2017年度末
3歳未満児の保育利用率	27%(86万人)	→35%(105万人)	→44%(122万人)
放課後児童クラブ	22%(83万人) *	→32%(111万人)	→40%(129万人)

(* 2011年5月時点)

○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、こども園に加え、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実



	2012年度	2014年度末～
地域子育て支援拠点	7,587カ所 *	→10,000カ所
ファミリー・サポートセンター事業	637市町村	→950市町村

(* 2011年度交付決定ベース)

※一体改革の充実策では、2017年度末までの量的拡充による所要額を見込んでいる。

税・社会保障一体改革のうち、子育て支援の分野では、保育への参入基準を、これまでの認可制から指定制に移行させ、公費で支援する施設などの数を抜本的に増やします。
 また、延長保育、病児・病後児保育なども拡大し、様々なニーズに対応します。

現行

- 保育所は認可制、保育の必要性の判断も市町村に委ねられており、保育の量が増えにくい制度。
- 保育は保育所が主体。
- 財源不足により保育の量の拡大に支障。

新制度
 (「子ども・子育て新システム」)

- 保育への参入は指定制。保育の必要性の認定も全国統一の客観基準で行う。
- 保育所・幼稚園・認定こども園から移行した総合こども園のほか、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)など、選択肢を増やす。延長保育や病児・病後児保育も拡大。
- 量の拡大や充実のために十分な財源確保
- 地域の子育て支援の充実

2017年度末までに
 3歳未満児の保育所等 86万人→122万人(3歳未満児の44%)
 延長保育等 89万人→103万人
 放課後児童クラブ 83万人→129万人

誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を実現
 女性の社会進出を促進
 →少子化問題を改善し、今後の経済成長につなげる



給付設計の全体像

子ども・子育て支援給付

(個人に対する給付として実施するもの)

■ こども園給付

こども園

: 総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園として指定

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

(市町村の事業として実施するもの)

- 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等(対象事業の範囲は法定)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

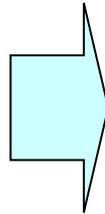
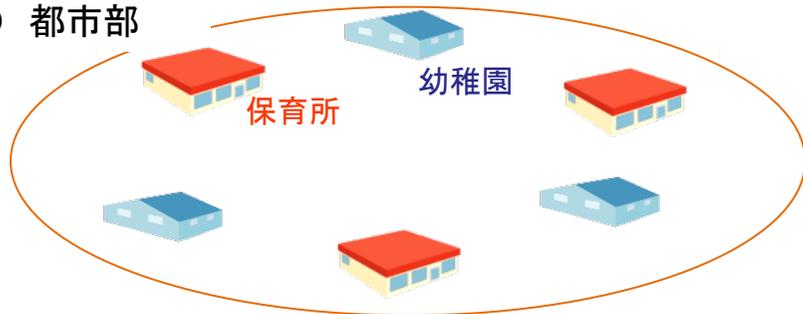
※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

幼保一体化の進め方（イメージ）

- ・ 国は、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」を策定し、財政措置の一体化及び強化等により総合こども園への移行を政策的に誘導します。
- ・ 市町村は、市町村新システム事業計画に基づき、地域における、満3歳以上の保育を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備します。

(例)

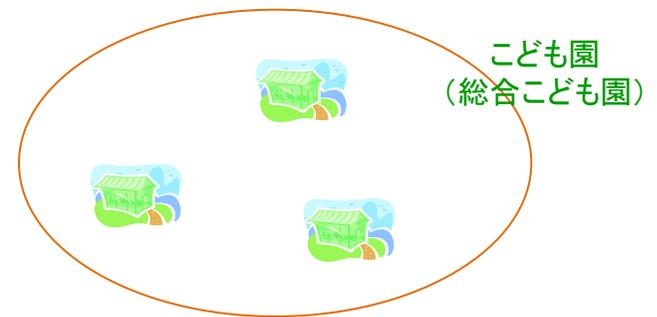
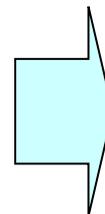
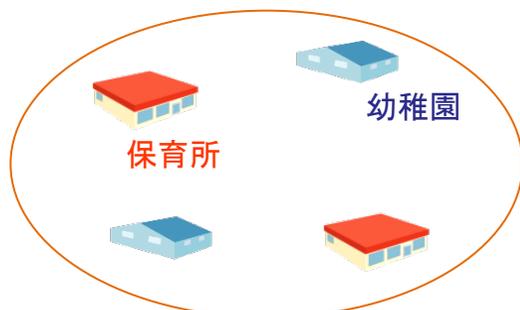
○ 都市部



- ・ 学校教育や保育のニーズの増大に応じ、総合こども園を始め地域の実情等に応じた学校教育・保育の提供体制の整備を行う。

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設の総合こども園への移行を推進する。

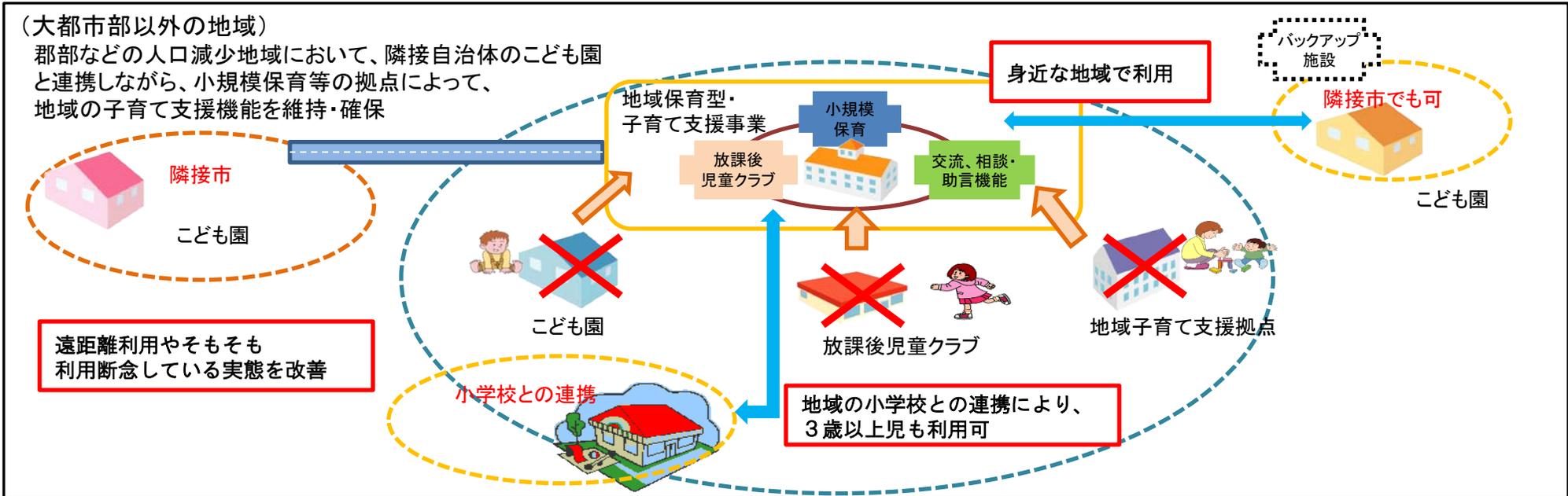
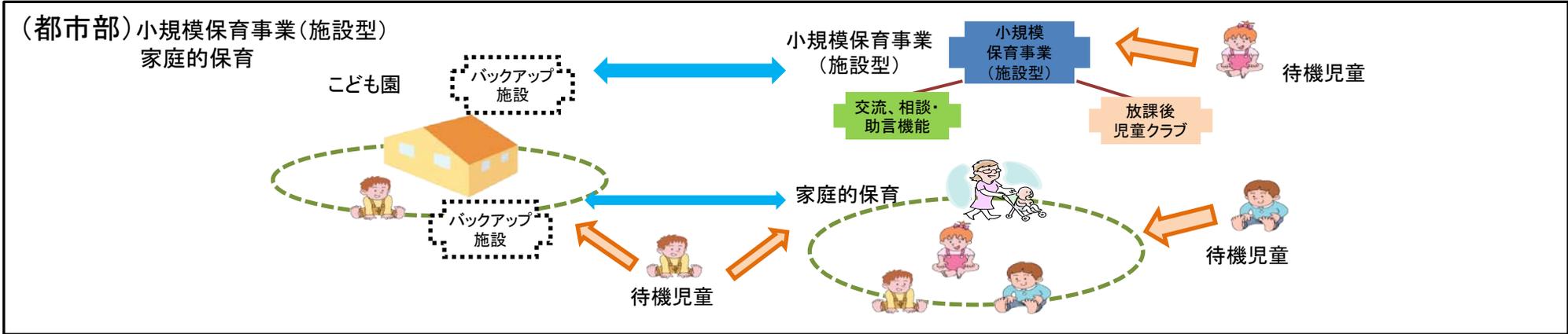
○ 人口減少地域



- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設の総合こども園への移行を推進する。

小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実（イメージ）

- 都市部では、こども園をバックアップ施設として、保育ママなどの小規模保育を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- 人口減少地域では、隣接自治体のこども園と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

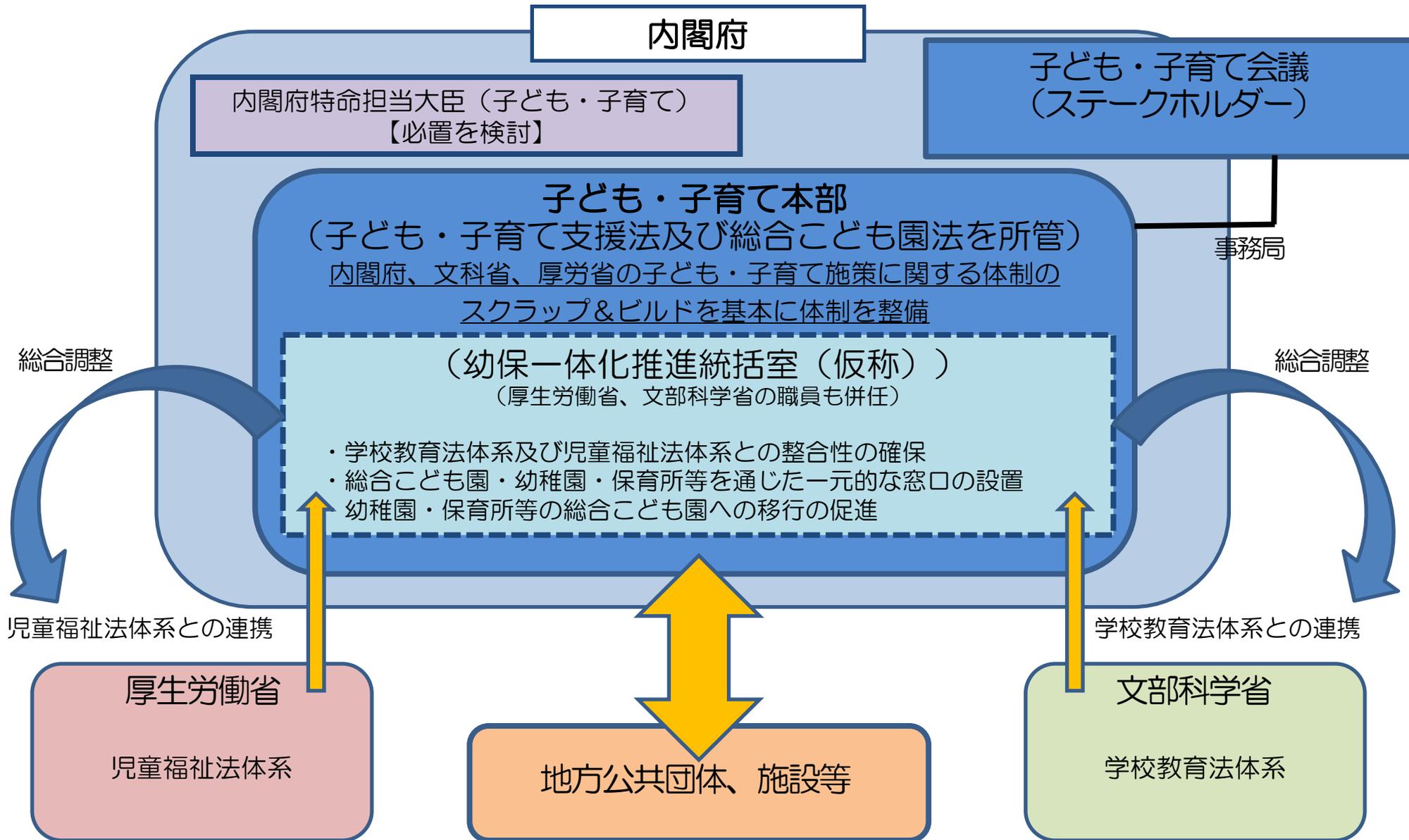
「社会保障・税一体改革成案」
 (平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)より抜粋

I
 子
 ども
 ・
 子
 育
 て

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
	<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消) 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現) <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実 放課後児童クラブの拡充 <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養護の充実 <p>⇒ ○ 女性の就業率の向上 ☆ ○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25～44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ (質を確保するための基準と併せて質の改善を図る) 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等) 	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>↓</p> <p>税制抜本改革とともに、早急に法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>
子ども子育て計	<p>充実計(2015年)</p> <p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>重点化・効率化計(2015年)</p> <p>-</p>		<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元的体制（イメージ）
《省庁再編の際には子ども家庭省（仮称）へ移行》



公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律案(平成24年3月30日提出)

<主要項目>

- (1) 年金制度の最低保障機能の強化を図り、併せて、年金給付の重点化・効率化を図る観点から、受給資格期間の短縮、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う。
(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
 - (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
 - (3) 平成24年度に発行する交付国債の償還に関する事項(今国会に提出済みの国民年金法等改正法案で「別に法律で定める」と規定)を定める。(公布日から施行)
 - (4) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年4月から施行)
 - (5) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
 - (6) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- ※ (1)~(3)、(6)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税収)を充てる。

受給資格期間の短縮について

<改正内容>

- 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。
(対象となる年金)
老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金
寡婦年金
上記に準じる旧法老齢年金
- 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、納付済期間等に応じた年金支給を行う。
- 遺族年金については、死亡者が短期の加入の場合でも受給できる要件(死亡時まで納付済期間等が2/3以上あること)に加えて、老齢年金の受給資格期間を満たした者が死亡した場合に支給されるという長期の要件があるが、10年の納付で老齢年金の資格期間を満たしたからといって30年間滞納していても遺族年金が受給できることにしたのは、両者のバランスが崩れるため、要件は25年のまま変更しない。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月を想定)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

低所得者等への加算について

<改正内容>

○ 年金制度の最低保障機能の強化を図る観点から、低所得である老齢基礎年金受給者に対して、福祉的な加算を行う。加算額は、次の①、②の合算額とする。

①定額加算：老齢基礎年金に、月額6千円を加算する。

②免除期間加算：過去の免除期間について、老齢基礎年金の満額の1/6相当額(※1)を加算する。

(※1) 免除期間の年金額は、平成20年度以前の方は1/3で計算されており、平成21年度以降の方は1/2で計算されていることから、その差に相当する割合として設定。

○ 低所得者の範囲は、家族全員の市町村民税が非課税であり、かつ、年金収入及びその他所得金額が老齢基礎年金の満額以下である者(※2)とする。

(※2) 介護保険制度の保険料設定における「低所得者区分2」に相当する者。推計約500万人。

○ 老齢基礎年金受給者への加算に併せ、障害基礎年金についても、2級で月額6千円、1級で月額7.5千円の加算を行う。遺族基礎年金も月額6千円の加算を行う。ただし、加算部分について所得制限を設ける。

○ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行。(平成27年10月を想定)。

類型	加算額
40年納付者(基礎年金6.4万円)	6,000円
20年納付+10年免除+10年未納者(基礎年金3.7万円)	6,000円+ 2,666円(免除加算)
40年免除者(基礎年金2.1万円)	6,000円+10,666円(免除加算)

高所得者の年金額の調整について

<改正内容>

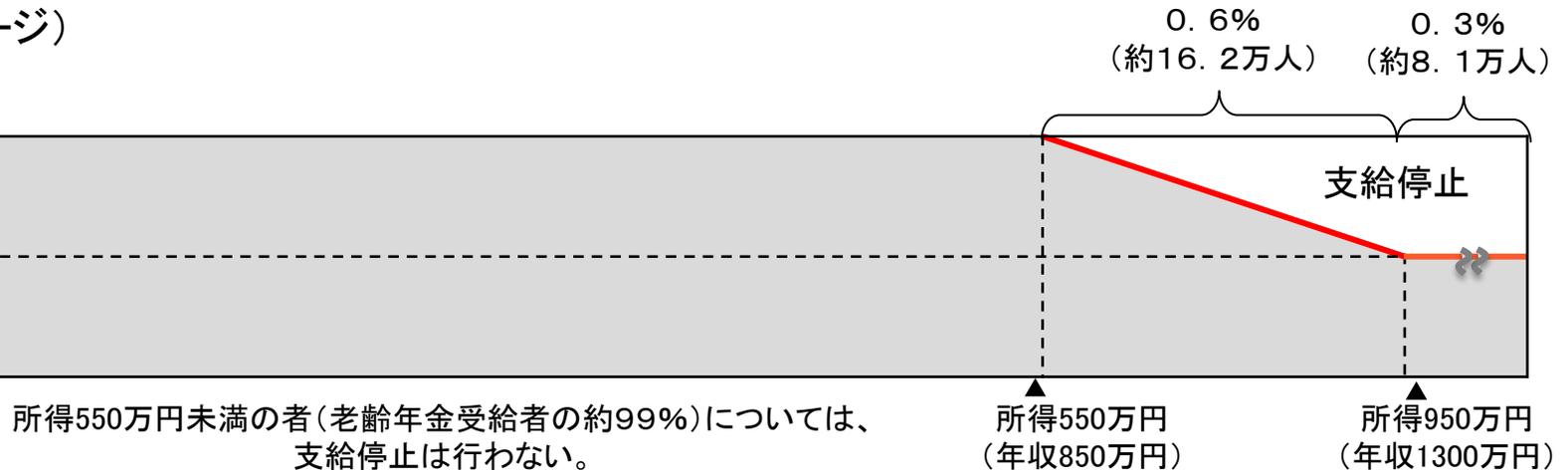
- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。
(注) 所得550万円(年収850万円) : 標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収)
所得950万円(年収1300万円) : 標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収)
- 災害等による所得の減少により、支給停止を行う事が適当でない認められる場合には、支給停止を解除する配慮措置を設ける。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月を想定)。

(支給停止のイメージ)

老齢基礎年金

6.4万円
(満額)

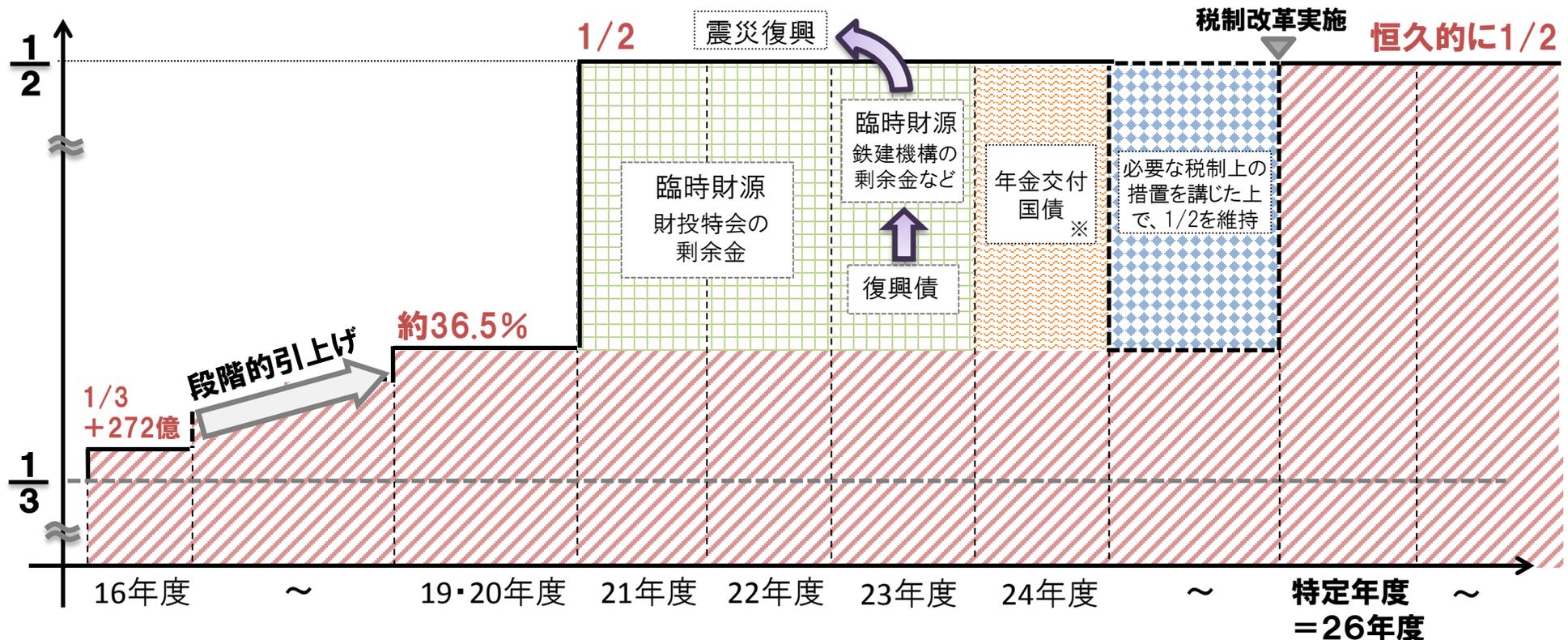
3.2万円
(満額の場合の
国庫負担相当額)



特定年度(基礎年金国庫負担1/2を恒久化する年度)

<改正内容>

- ・現行の年金法の基礎年金国庫負担については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度として、『特定年度』を法律で定めることで、その年度以降、恒久的に基礎年金国庫負担割合1/2が達成されることになっている。
- ・今般の社会保障・税一体改革では、平成26年度からの消費税増税(8%)により得られる税収を、基礎年金国庫負担1/2の維持に充てることとしており、『特定年度』を『平成26年度』と定める改正を行う。



※ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日閣議決定)で措置。

交付国債の償還に関する事項

<改正内容>

- ・平成24年度の基礎年金国庫負担について、交付国債の発行・交付により、1/2と36.5%の差額を負担することとしている。
(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日に閣議決定))
- ・この交付国債については、税制抜本改革により得られる税収(消費税込)を償還財源として充てることとしており、今般、税制抜本改革法の提出に併せて提出する本法案(厚生年金保険法等の一部を改正する法律案)で、具体的な償還に関する事項を定める。

《参考》 平成24年度の交付国債の償還期間及び償還額

発行額	償還期間	毎年の償還額
元本(約2.6兆円)及び 運用収入相当額で約3兆円	平成26年度から20年	約1,500億円

- ① 償還財源には、税制抜本改革により確保される財源(消費税込)を充てる。
- ② 運用収入相当額は、上記の償還期間を踏まえ設定。具体的には、元本額を各年限ごとの譲渡可能な国債に投資したと仮定して計算。
- ③ 毎年の償還額は、発行額(元本+②の運用収入相当額)を上記の償還期間で除して算出。

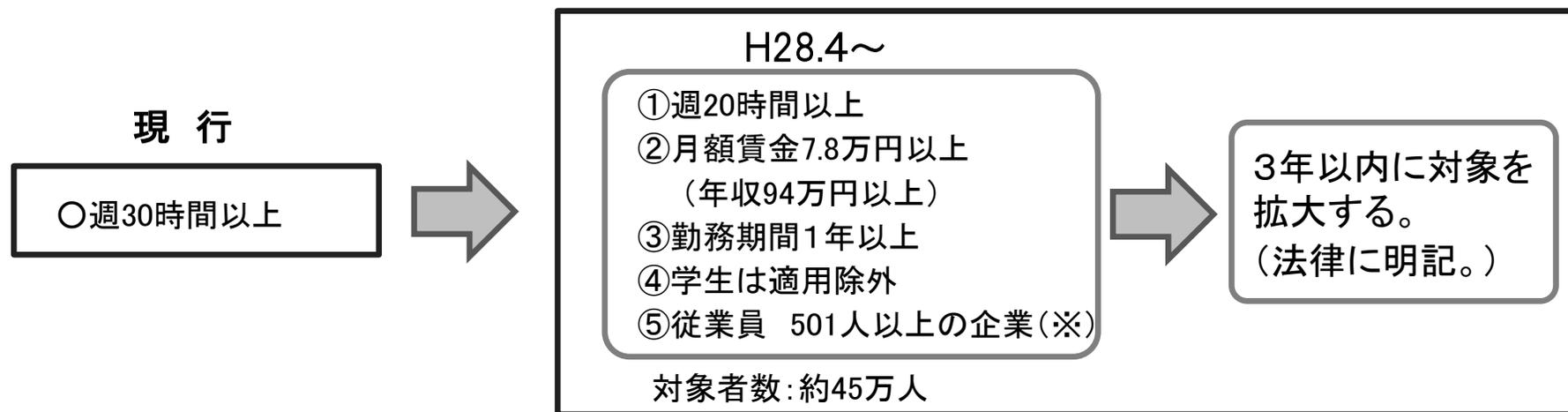
短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

《具体案》

短時間労働者への適用拡大



(※)現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

(参考)平成19年法案の概要(被用者年金一元化法案。自公政権時に提出し、平成21年7月21日衆議院解散により審議未了で廃案。)

① 週20時間以上、②月額9.8万円以上、③勤務期間が1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員301人以上

対象者数:約10～20万人

《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

産休期間中の保険料免除

<改正内容>

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

- ・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。

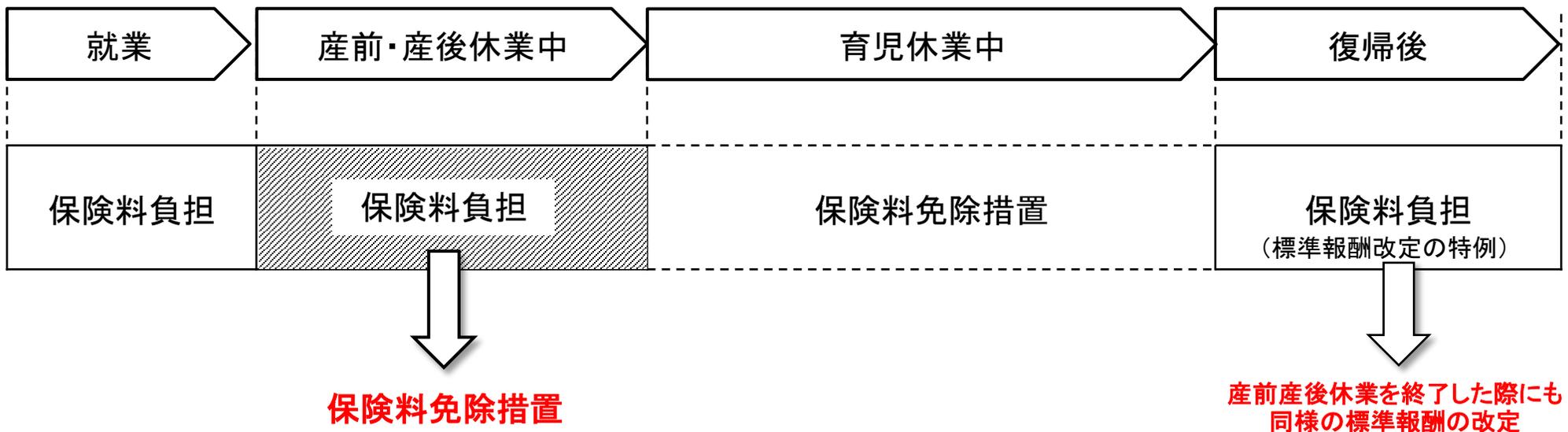
(※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

- ・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

(※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。

【現行と改正後の保険料負担のイメージ】



遺族基礎年金の父子家庭への拡大およびその他の制度改善事項について

○遺族基礎年金の父子家庭への拡大

- ・遺族基礎年金の支給対象を「子のある妻」ではなく、「子のある配偶者」とする。（「子のある夫」の追加。）
- ・被扶養者である第3号被保険者（いわゆる専業主婦）が死亡した場合には、遺族基礎年金を支給しないこととする。（※ 政省令等により措置予定。）
- ・遺族給付におけるその他の男女差（中高齢女性のための制度（国民年金の寡婦年金・遺族厚生年金の中高齢寡婦加算）や、遺族厚生年金の夫のための年齢制限等）については、社会実態等を見ながら、引き続き検討する。

○未支給年金の請求範囲の拡大

- ・年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなるが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができる。
- ・この未支給年金を請求することができる親族の範囲を、現在の範囲（生計を同じくする2親等以内の親族）から、生計を同じくする3親等以内の親族（甥、姪、子の配偶者等）までに拡大する。

○国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し

- ・国民年金保険料免除の遡及期間について、現行では、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようにする。

○その他の制度改善事項

- ・繰下げ支給の年金を70歳を過ぎて請求した場合にも、請求時からでなく70歳時から支給
- ・障害年金の額改定請求に係る1年間の待機期間について、障害の程度が明らかな場合の特例創設
- ・付加保険料の納付期間の延長（翌月末ではなく通常の保険料同様2年間とする。）
- ・免除期間に係る保険料の取扱いの改善（前納してから免除対象になった場合の将来期間分の還付等）
- ・国民年金に任意加入したが保険料納付を行わなかった期間を任意加入しなかった期間同様に合算対象期間に算入 等

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 (平成24年4月13日提出)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)~(5): 平成27年10月

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減: 公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

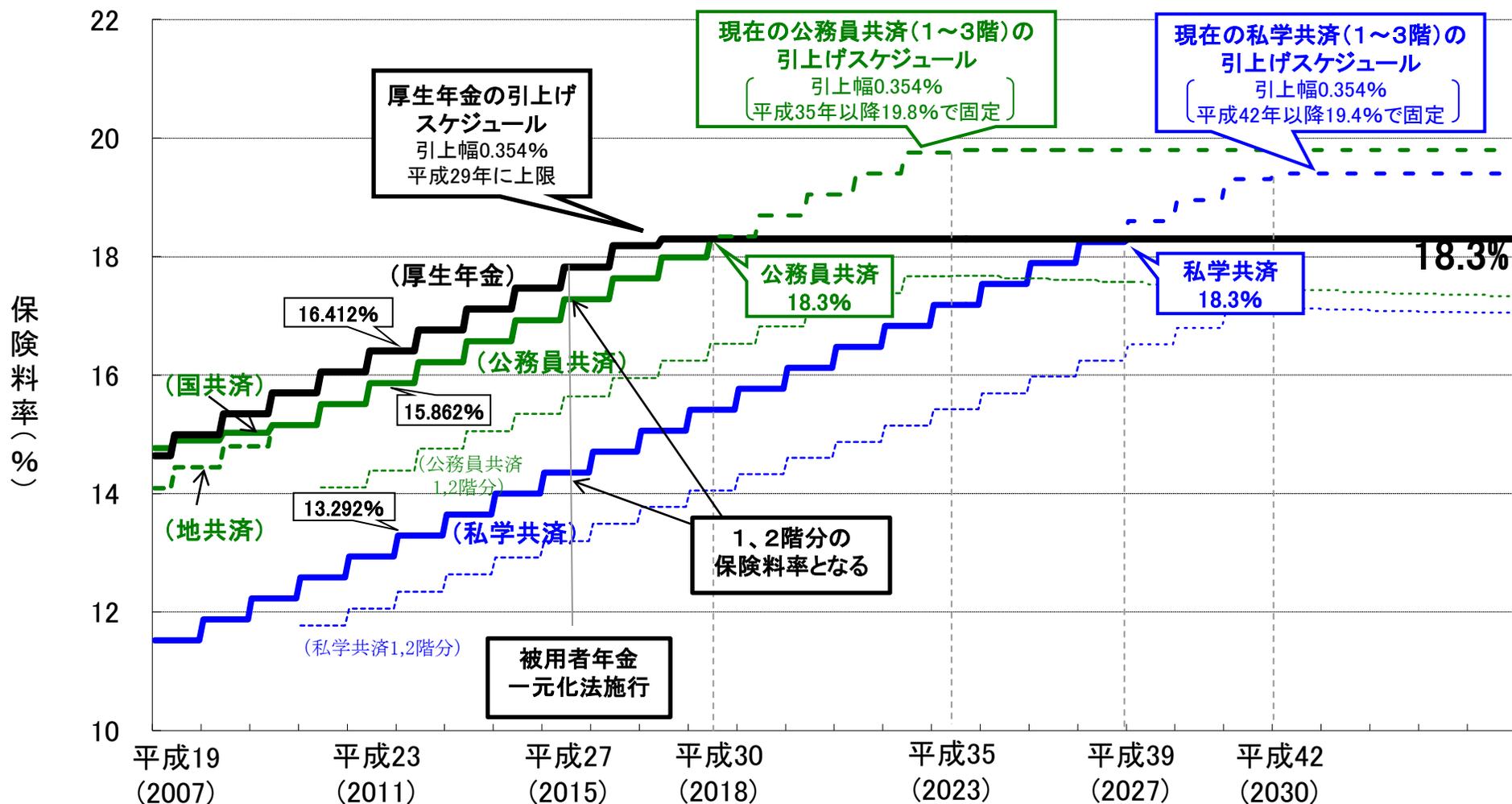
制度的な差異の解消

厚生年金と共済年金とで、遺族年金の転給制度(下表⑤)など制度間の差異があるが、①～⑤の差異は厚生年金に揃える(⑥の厚生年金の女子の支給開始年齢が5年遅れである点については、経過措置として存続する)など、基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消する。

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし(私学共済除く)
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹 (注:今年3月に提出した年金改正法案(年金機能強化法案)で、甥姪など3親等内の親族にも拡大)	○遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は(賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 (賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 (賃金+年金)が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要 (保険料納付要件あり)。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。)	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。)
(経過措置)		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール。 (昭和21年4月2日以降生まれ～)	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール。 (昭和16年4月2日以降生まれ～)

保険料率の統一

厚生年金及び共済年金の保険料については、現在も毎年0.354%ずつ引き上げているが、この引き上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、18.3%で統一する。



(注1) 各共済の引き上げスケジュール及び最終保険料率は平成21年財政再計算結果による。

(注2) 公務員共済の保険料率は平成21年に統一されている。

(参考)

	現在の 保険料率	現行の引き上げスケジュール	法案での引き上げスケジュール
厚生年金	16.412%	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成29年以降は18.3%で一定	同左
公務員共済 (国共済・地共済)	15.862% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成35年以降は19.8%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成30年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.4%程度引き上げられることになる。
私学共済	13.292% (※)	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成42年以降は19.4%で一定(1・2階給付に係る保険料率は17%台で推移)。	毎年0.354%ずつ引き上げ、平成39年以降は18.3%で一定。 一元化が行われ、職域部分が廃止される平成27年には、職域部分を含めた保険料率が1・2階給付にかかるものとなり、1・2階給付にかかる保険料率が1.3%程度引き上げられることになる。

※ 職域部分を含めた保険料率

共通財源とする積立金の仕分けについて

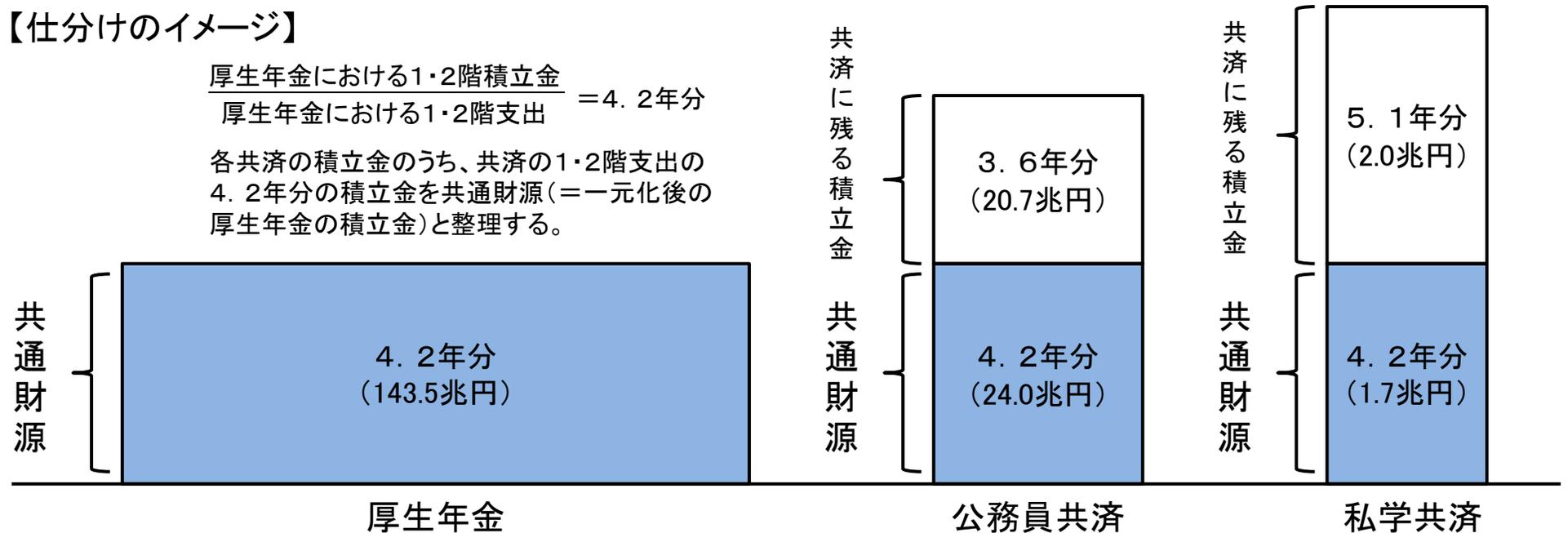
現在の共済年金の積立金については、1・2階部分と3階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、1・2階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金(=共通財源)として仕分ける必要がある。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率(保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準)に相当する額を、共通財源として仕分ける。

【仕分けのイメージ】

$$\frac{\text{厚生年金における1・2階積立金}}{\text{厚生年金における1・2階支出}} = 4.2\text{年分}$$

各共済の積立金のうち、共済の1・2階支出の4.2年分の積立金を共通財源(=一元化後の厚生年金の積立金)と整理する。



(注1) 法案では「26年度末の積立金と27年度の支出に基づき仕分ける」こととしており、上記は平成26年度末見込み数値に基づいた機械的な計算である。実際には、実績を踏まえて仕分けることになる。

(注2) 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。(私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。)

(参考) 各制度の財政運営については、平成21年度に財政検証・財政再計算を行った結果、各制度とも、2105年までの約100年間について収支の均衡が図られることが示されている。また、この結果は年金数理部会に検証された結果、将来の健全性が確認されている。

経済前提は、いずれの制度においても、名目運用利回り4.1%、名目賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%(経済中位ケース)。

また、いずれの制度においても、合計特殊出生率は1.26、平均余命は男83.67、女90.34(出生中位、死亡中位ケース)。

事務組織の活用、新しい厚生年金制度全体の財政状況の開示等

- 被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合及び私学事業団(共済組合等)を規定する。
 - ※ 効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。
- 共済組合等は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担する。また、共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は、厚生年金勘定から交付金として共済組合等に交付する。
- 一元化された厚生年金制度全体の給付と負担の状況を、国の会計(厚生年金勘定)にとりまとめて計上し、国民に開示する。
- 一元化された厚生年金制度全体を通じた財政検証を、定期的を実施する。
- 厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。
- 積立金の運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、策定する。
- 積立金の運用の状況の公表及び評価については、毎年度、厚生労働大臣が運用状況やその評価等を記載した報告書の案を作成し、各大臣と協議の上、策定し、公表することにより行う。

公的年金としての3階部分（職域部分）の廃止

○ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

※ 現在の給付設計は、1・2階部分については、下記の通り、厚生年金も共済年金も同じであり、同じ報酬で同じ加入期間であれば、厚生年金でも共済年金でも、1・2階部分については、同じ年金額となる。

[厚 生 年 金]

[共 済 年 金]

※平成24年度価格

（ 企 業 年 金 ）

本 人 分	老齢厚生年金 （報酬比例年金） 99,858円
	老齢基礎年金 65,541円
配偶者分	老齢基礎年金 65,541円

合計

230,940円

（企業年金を含まない）

約2割

職域部分 19,971円		本 人 分
退職共済年金 （報酬比例年金） 99,858円		
老齢基礎年金 65,541円		配 偶 者 分
老齢基礎年金 65,541円		

合計

250,915円

（職域部分を含む）

保険料（労使折半）

1/2 保険料（労使折半）
+
1/2 国庫負担

（注）職域部分を除けば、厚生年金と同額（230,940円）

（前提）加入期間中の平均報酬月額：360,000円、加入月数：480月（40年）

（参考）報酬比例部分の年金額：平均報酬月額（賃金変動に伴う再評価後）×給付乗率×加入月数×物価スライド率

※ 職域部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、昭和61年に設けられたもの

公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金の取扱い

公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるという趣旨を規定。また、施行日において受給権を有しない共済年金加入者が、それまで保険料を払い込んだ職域部分の取扱いについては、別に法律で定めるところを規定。

附則第2条

この法律による公務員共済の職域加算額(…中略…)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額(…中略…)の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

附則第3条

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合員等期間(…中略…)を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して施行日以後に支給する給付(…中略…)その他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

※施行日前に共済年金の受給権を有する者については、従来通り職域部分を支給する。

追加費用の削減

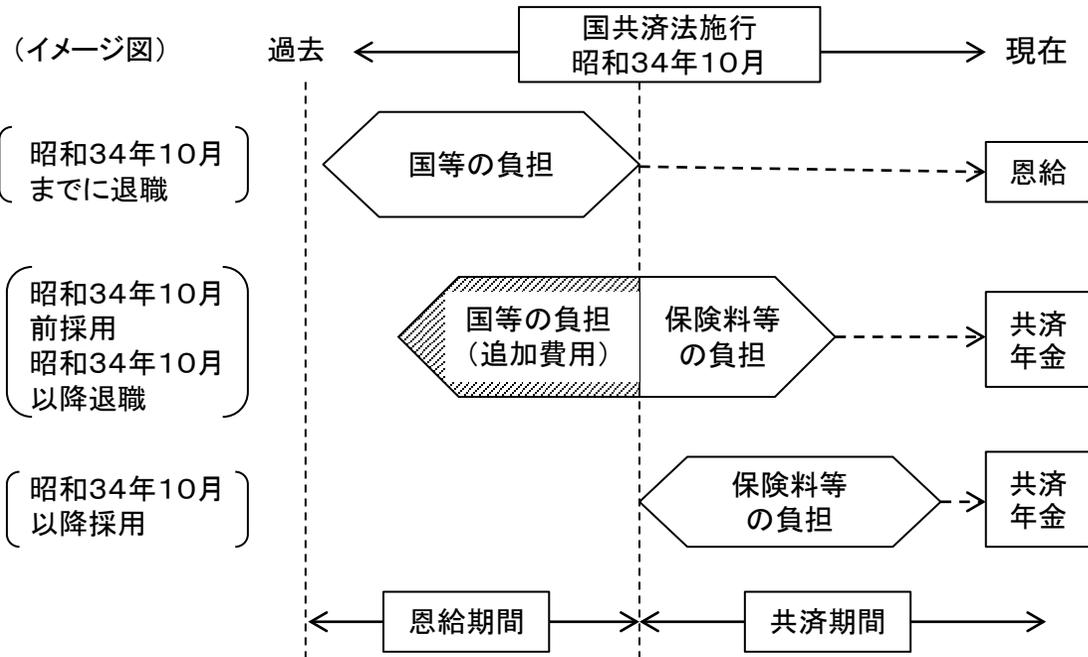
○ 追加費用財源の恩給期間にかかる給付(下左図の斜線部分)について、負担に見合った水準(下右図を参照)まで一律に27%減額する(ただし、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の10%とする、② 230万円/年以下の給付(恩給期間も含めた共済年金全体)は減額しないという配慮措置を設ける)。

(注)②については、平成19年法案では250万円/年。平成21年全国消費実態調査の結果を踏まえて変更。

(追加費用について(国家公務員共済の場合))

- ・ 昭和34年まで恩給制度が適用されており、34年以後も引き続き国家公務員である者については、新たに設けられた国家公務員共済年金制度に加入することとされ、恩給期間に係る給付についても共済年金として支給することとされた。
- ・ このため、それまで保険料を負担していなかった恩給期間に係る共済年金の給付に要する費用については、国家公務員の恩給を国が負担していたこととの均衡から、当時の事業主としての国等が負担することとしている。

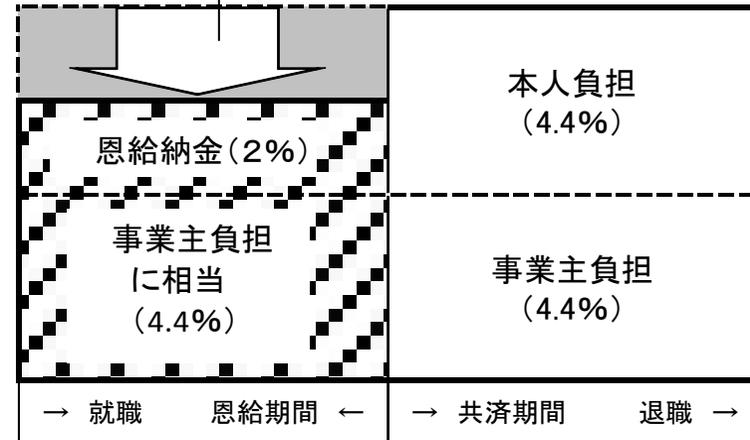
追加費用について(国家公務員共済の場合)



追加費用の減額の考え方

※ 恩給期間の本人負担は2%であり、共済制度発足当初の本人負担4.4%より低いことから、事業主負担を合わせた負担に見合って27%減額する。

$$(8.8 - 6.4) \div 8.8 = 27\% \text{ 負担が少ない}$$



(注)追加費用は、平成24年度予算額で国共済(国負担分):約2,300億円、地共済(地方公共団体負担分):約8,600億円

被用者年金制度の現状

(平成22年度末(平成23年3月末)現在)

区 分	適用者数	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当)	年金扶養比率	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	積立金	積立比率	保険料率 (平成24年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成24年度)
	①	②	① ②	(繰上げ・繰下げ等除く)	簿価ベース [時価ベース]	簿価ベース [時価ベース]		
厚生年金保険	万人 3,441	万人 1,441	2.39	万円 16.2	兆円 兆円 113.5 [114.2]	4.1 [4.1]	% 16.412	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 59歳 定額部分 一般男子・共済女子 64歳 厚年女子 62歳 坑内員・船員 59歳
国家公務員共済組合	105	69	1.53	[21.7 22.5 21.3]	8.2 [8.1]	6.2 [6.1]	15.862	
地方公務員共済組合	288	188	1.53		38.4 [36.6]	10.0 [9.7]	15.862	
私立学校教職員共済	48	12	4.19		3.4 [3.4]	9.0 [9.0]	13.292	
合 計	3,883	1,710	2.27	17.1				

- (注) 1. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外して推計している。共済組合は職域加算部分を含む。
2. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.944%である。
3. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
4. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)